

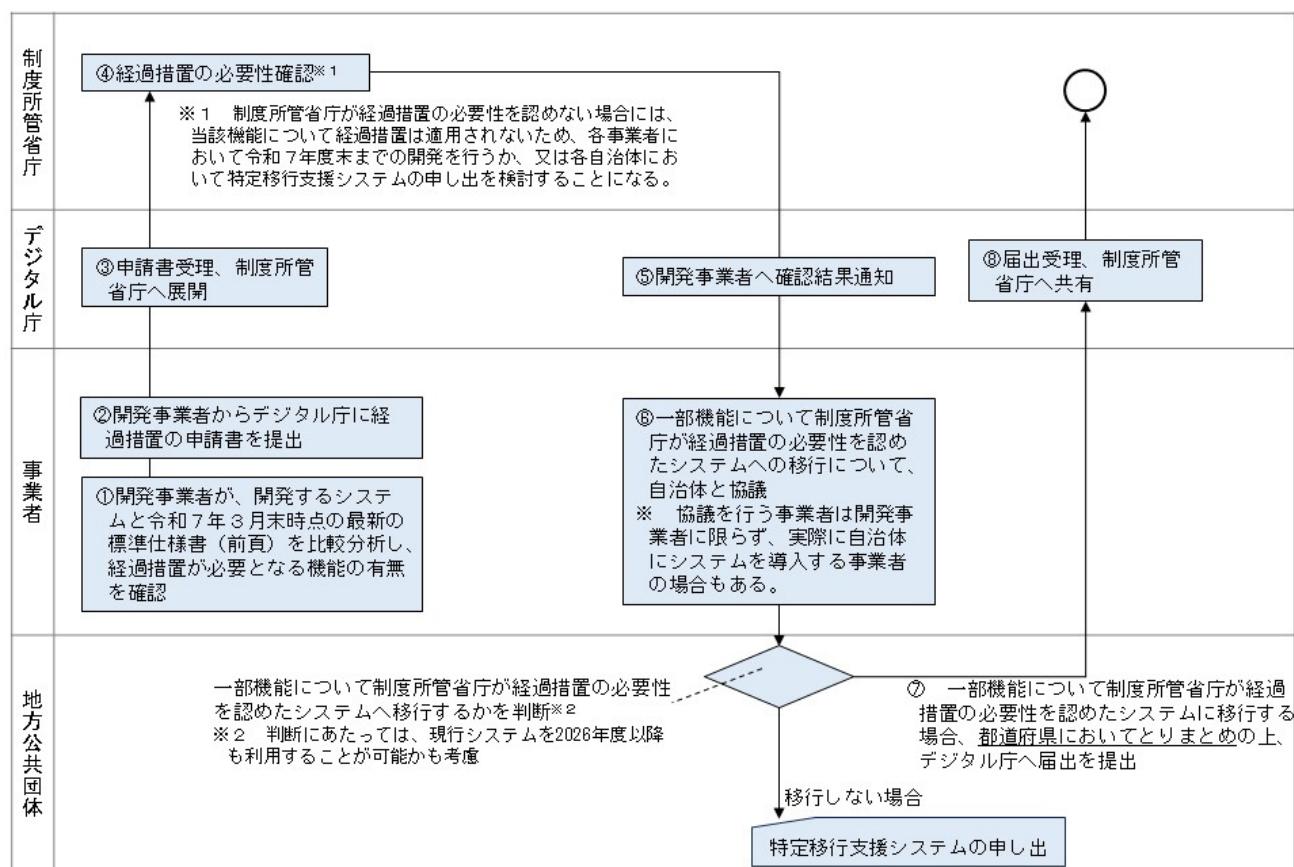
2025年3月14日作成
2025年5月2日改定
2025年8月7日改定
2025年10月10日改定

地方公共団体情報システムにおける移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）届出要領

地方公共団体情報システムにおける移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）について

- ・ 本届出は、以下に示す地方公共団体情報システムにおける移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）（以下「一部機能の経過措置」という。）の適用フローにおける⑦に該当します。
- ・ 本届出の提出をもって、届け出られたシステムについて経過措置の対象となります。

経過措置適用のフロー



申請方法

1. 対象業務

対象業務①

業務 ID	業務機能名
001	住民基本台帳
002	印鑑登録
003	戸籍
004	戸籍の附票
005	選挙（共通）
006	選挙人名簿管理
007	期日前・不在者投票管理
008	当日投票管理
009	在外選挙管理
017	学齢簿編製
018	就学援助
019	健康管理
020	児童扶養手当
021	生活保護

業務 ID	業務機能名
022	障害者福祉
023	介護保険
026	国民年金
027	児童手当
028	子ども・子育て支援
029	申請管理
030	府内データ連携
031	住登外者宛名番号管理
032	団体内統合宛名
034	EUC
035	レセプト管理（生活保護）
038	人口動態調査
039	火葬等許可

対象業務②

業務 ID	業務機能名
010	個人住民税
011	法人住民税
012	固定資産税
013	軽自動車税
014	収納管理（税務システム）
015	滞納管理（税務システム）

業務 ID	業務機能名
016	地方税（共通）
024	国民健康保険
025	後期高齢者医療
036	統合収納管理
037	統合滞納管理

2. 届出者

一部機能について制度所管省庁が経過措置の必要性を認めたシステムへ移行する都道府県及び市区町村

3. 届出書の提出方法

- 届出の提出においては、以下のとおり対応をお願いします。
 - ・ 都道府県及び市区町村の標準化のとりまとめ部署は、自団体の届出書及び届出システム一覧を作成してください。また、市区町村（指定都市を含む。）については、届出書及び届出システム一覧を都道府県の標準化のとりまとめ部署へご提出ください。
 - ・ 複数システムについて届け出る場合は、可能な限り集約してご提出ください。
 - ・ 提出時の届出書のファイル名は以下のとおりとします。

【届出書】全国地方公共団体コード_自治体名_届出日

※自治体名は都道府県及び市区町村名（都道府県の場合は、市区町村名は不要）

※記入例：【届出書】XXXXXX_〇〇県〇〇市_20250715.xlsx

○ 都道府県の標準化のとりまとめ部署においては、以下のとおり対応をお願いいたします。

- 管内市区町村（指定都市を含む。）から提出された届出書及び届出システム一覧を、zipファイルにして、電子メールにてご提出ください。
- 簡易確認の結果、記載不備や記載不十分であることが明らかに見受けられる場合は、取りまとめの対象外とし、当該団体に対し、不備等修正の上改めて回答いただくようご依頼くださいますようお願いします。
- 都道府県の標準化のとりまとめ部署から、デジタル庁への提出にあたっては、以下のスケジュールでご対応お願いします。

（1）市区町村から4月末までに提出された分：5月16日（金）までにデジタル庁へ提出

（2）市区町村から5月末までに提出された分：6月6日（金）までにデジタル庁へ提出

（3）市区町村から6月末までに提出された分：7月4日（金）までにデジタル庁へ提出

（4）市区町村から7月末までに提出された分：8月8日（金）までにデジタル庁へ提出

（5）市区町村から8月22日（金）までに提出された分：8月29日（金）までにデジタル庁へ提出

（6）市区町村から9月22日（月）までに提出された分：9月30日（火）までにデジタル庁へ提出

（7）市区町村から10月24日（金）までに提出された分：10月31日（金）までにデジタル庁へ提出

（8）市区町村から11月21日（金）までに提出された分：11月28日（金）までにデジタル庁へ提出

※対象業務①、②のいずれも、（8）の期限とします。

- 届出書の提出先は以下のとおりです。

一部機能の経過措置届出受付（hyojunka_ichibukeikasochi@digital.go.jp）

4. 経過措置管理番号の変更に伴う届出内容の修正（届出書の再提出）について

地方公共団体情報システムにおける移行後の経過措置について、標準準拠システムの開発事業者からの申請対象とする機能を「実装必須機能のうち、令和7年度（2025年度）末までに開発・実装することが時間的に困難な機能」としていたところ、一部の事業者において、再申請を必要とする事例があり、本年8月22日（金）を期限として、事業者からの再申請を受け付けました。再申請の場合には、経過措置の対象となる機能の増減があることから、当初申請において付番された経過措置管理番号を変更しています。

そのため、各地方公共団体においては、既に届出を行っている場合であっても、再申請に係る事業者への結果通知を踏まえて、事業者との間で再度協議を行った上で、届出内容の修正（届出書の再提出）をお願いします。また、届出内容の修正（届出の再提出）の際は、修正箇所を赤字で記載し、「3. 届出書の提出方法」に従って、ご提出ください。

5. その他（特定移行支援システムとの関係について）

（1）一部機能の経過措置の必要性が認められたシステムへ令和7年度末までに移行する場合の取扱い

- ・ 一部機能の経過措置の必要性が認められたシステムへ令和7年度末までに移行する場合は、当該業務については、特定移行支援システムには該当しないこととなります。
- ・ そのため、届出時点で特定移行支援システムの該当見込みとされているシステム、又は特定移行支援システムの調査票を提出済みのシステムについては、本届出において特定移行支援システムの該当見込み等の記入をお願いいたします。 詳細は、届出システム一覧記入要領をご確認ください。
- ・ 本届出の提出をもって、特定移行支援システムの該当見込みから外れる、又は調査票の提出が取り下げられたものとします。

（2）一部機能の経過措置の必要性が認められたシステムへ令和8年度以降に移行する場合の取扱い

- ・ 一部機能の経過措置の必要性が認められたシステムへの移行が令和8年度以降となる場合には、今回の届出は不要となり、特定移行支援システムの申し出を行ってください（すでに調査票を提出済みの場合、再提出は不要です）。